

静岡県スポーツ少年団顕彰要綱施行基準

この基準は、静岡県スポーツ少年団顕彰要綱施行にあたっての必要な事項について定める。

- 1 第2条(1)および(2)項における永年とは、20年以上登録した団及び登録者をいう。
- 2 第2条(1)項(ア)の対象団は、2名以上のスポーツ少年団の理念を学んでいる者を有すること。
- 3 第2条(1)項(イ)の対象者は、原則として市町スポーツ少年団の推薦を受けた者で、かつ静岡県スポーツ少年団からは、顕彰を受けたことがない日本スポーツ協会公認指導者、旧認定員・育成員であること。
- 4 第2条(2)項の対象者は、原則として市町スポーツ少年団または静岡県スポーツ少年団から顕彰を受けた者であること。

5 顕彰の数

各市町スポーツ少年団における前年度登録の実績から次のように定める

(1) 第2条(1)項(ア)の市町スポーツ少年団

登録単位団数	20まで	1団体
〃	21～50まで	3団体以内
〃	51～100まで	5団体以内
〃	101～150まで	10団体以内
〃	151団以上	13団体

(2) 第2条(1)項(イ)の登録者

50名まで	1名
51～100名まで	2名以内
101～150名まで	3名以内
151～200名まで	4名以内
(以下同様に50名ごとに1名追加)	

- 6 市町スポーツ少年団は毎年9月1日まで、所定の様式をもって、静岡県スポーツ少年団本部長宛推薦を完了する。
- 7 静岡県スポーツ少年団顕彰審査委員会は、上記推薦書を審査し、静岡県スポーツ少年団本部長が顕彰を行う。
- 8 文部科学大臣表彰については、静岡県スポーツ少年団顕彰を受けた団とする。